

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月13日

函館市長 大 泉 潤

#### 函館市規則第49号

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和30年函館市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第8条の12第1号中「100分の200」を「100分の210」に、「100分の240」を「100分の250」に改め、同条第2号中「100分の49」を「100分の51.5」に改める。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第8条の12第1号中「100分の210」を「100分の205」に、「100分の250」を「100分の245」に改め、同条第2号中「100分の51.5」を「100分の50.25」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例施行規則の規定は、令和5年12月1日から適用する。